定額減税補足給付金（ 不足額給付 ）のお知らせ

野洲市

令和6年度に実施した『調整給付』は、令和6年6月3日（事務処理基準日①）時点の令和5年分の所得情報に基づいて給付額が算定されました。『不足額給付』は、令和6年分の所得税額と定額減税額が確定したことなど（※1）により『調整給付』を再算定し、その結果、当初の『調整給付』に不足が生じた方などに対して給付します。

給付の対象は、**令和7年1月1日時点**に野洲市にお住まいの方（※2）で、下記の「**不足額給付Ⅰ**」、または、「**不足額給付Ⅱ**」の**すべての要件**に該当する方です。

（※1）当初の『調整給付』算定後に、令和５年分所得の修正申告等を行った結果、令和６年度市県民税の所得割額および定額減税額が変更され、『調整給付』を再算定した結果、新たに不足額が生じた方も含まれます。

（※2）令和７年度の市県民税が、野洲市で課税されている方を指します。

■ 対象　不足額給付Ⅰ、Ⅱのいずれの場合も **すべての要件に該当** しなければ対象になりません。

不足額給付Ⅰ

当初『調整給付』支給額と再算定後の額との差額を給付

❶令和7年1月1日時点で野洲市に住民票がある方（令和7年度市県民税が野洲市で課税されている方）

❷令和7年6月2日（事務処理基準日②）時点での情報に基づき算出した『調整給付』の所要額が、当初（事務処理基準日①時点）の『調整給付』の支給額を上回ったことにより不足額が生じた方

令和５年の所得にくらべて、令和６年の所得が減少した（退職・休職など）

	令和６年６月（推計値）	再算定	令和７年６月（確定値）	
所得税額	20,000円		10,000円	減少
定額減税額	30,000円		30,000円	
調整給付	10,000円		20,000円	増加

差額の10,000円を給付

令和６年分の所得税が発生した（就職など）

	令和６年６月（推計値）	再算定	令和７年６月（確定値）	
所得税額	0円		20,000円	増加
定額減税額	0円		30,000円	増加
調整給付	0円		10,000円	増加

差額の10,000円を給付

不足額給付Ⅱ

1人あたり 4万円を給付

❶令和7年1月1日時点で野洲市に住民票がある方（令和7年度市県民税が野洲市で課税されている方）

❷定額減税の対象外の方（令和6年度市県民税所得割額が0円かつ令和6年分所得税額が0円の方）

❸税制度上の、「扶養親族」に該当しない方（合計所得が48万円を超える方または事業専従者）

❹低所得世帯向け給付（※3）の対象世帯の世帯主または世帯員に該当しなかった方

（※3）低所得世帯向け給付とは　令和５年度非課税世帯への給付、令和５年度均等割のみ世帯への給付、令和６年度新たに非課税世帯もしくは均等割のみ課税となった世帯への給付を指します

同一世帯（市県民税 課税世帯）

不足額給付Ⅱ　対象

年金収入 178万円
障害者控除あり
65歳以上
父 D　Aの父
令和６年度市県民税 所得割 非課税
令和６年分所得税 非課税

扶養できない

個人事業主 A
令和６年度市県民税 所得割 課税
令和６年分所得税 課税

扶養できない

不足額給付Ⅱ　対象

専従給与 96万円
配偶者 B Aの事業専従者
令和６年度市県民税 所得割 非課税
令和６年分所得税 非課税

扶養できる

定額減税対象
2人（本人と子）×（3万円＋1万円）＝8万円

収入なし
子 C Aの子
令和６年度市県民税 非課税
令和６年分所得税 非課税

DとBが、不足額給付Ⅱの対象となる

■ 手続き

同封の **通知の種類** によって、提出書類および提出期限日が異なります。

通知の種類	提出書類						提出期限
	支給申請書	支給確認書	本人確認書類の写し	口座情報のわかるもの★	確定申告書控え、青色申告決算書または収支内訳書★	代理人の証明※	
「支給のお知らせ」が届いた方	原則、**手続きは不要**						—
	※給付を希望しない方は、「受給辞退の届出書」を提出						支払い日の10日前
	※口座変更が必要な方は、「口座登録等の届出書」を提出						支払い日の10日前
「支給 確認書」が届いた方	—	◎	◎	◎	—	△	令和7年10月31日消印有効
「支給 申請書」が届いた方	◎	—	◎	◎	○ 専従者のみ	△	令和7年10月31日消印有効

★口座情報のわかるもの：振込先の金融機関名、支店名、預金種目（普通に限る）、口座番号、口座名義（カナ）のすべての情報がわかるもので、通帳見開きやキャッシュカードなどのコピーを提出ください

★確定申告書控え、青色申告決算書または収支内訳書：専従者給与対象者の方は、専従者であることを示す、事業主の令和6年分と令和5年分の確定申告書の写しと、青色申告決算書または収支内訳書の写し（いずれも専従者の氏名が記載されたもの）をご提出ください。

※代理人名義の口座への振込を希望される場合は、対象者と代理人との関係性を説明する資料の提出が必要です。
提出資料については、同封の記入例をご確認ください。

「受給辞退の届出書」、「口座登録等の届出書」は、野洲市のホームページに掲載しています。窓口にも用意しておりますので、インターネット等のご利用が困難な方はお問合せください。通知には同封しておりません。

申請方法は、**郵送**や**窓口**での**書類提出**のほか、**オンライン申請**が便利です。

オンライン申請の方法については、野洲市ホームページをご確認ください。

野洲市ホームページ二次元コード→

通知を確認した結果、給付額に重大な相違があることが明確な場合には、至急ご連絡ください。

給付額の訂正をした通知と給付額が異なることを示す根拠資料の提出をしていただきます。

■ 定額減税額の確認のしかた 赤色の線で囲まれた箇所の金額が定額減税額です

令和６年分所得税の定額減税

確定申告書　第一表　㊹　人数×30,000円（最大）

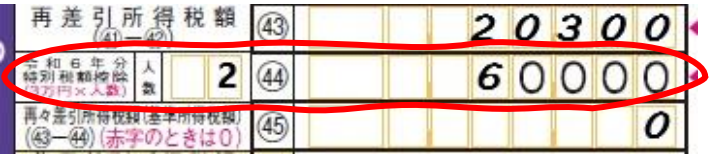

定額減税前 所得税額　20,300円　定額減税額　60,000円
控除不足額　39,700円

令和６年度定額減税補足給付金（調整給付）※対象者のみ

調整給付金　30,000円支給だった場合。

調整給付金の金額は支給確認書（支給のお知らせ）の表面をご確認ください。

不足額給付Ⅰ 20,000円を支給

計算式
39,700円＋4,900円－30,000円
＝14,600円 ↑1万円未満切上げ

令和６年度市県民税の定額減税

令和６年度市民税・県民税・森林環境税　税額決定納税通知書

区分		課税標準額(円)	市民税額(円)	県民税額(円)
省略				
④	算出所得割額計		16,200	10,800
⑤	税額控除		13,200	8,700
⑦	定額減税額		3,000	2,100
⑧	所得割		0	0
⑨	均等割		3,000	1,800
⑩	合計額		3,000	1,800
合計年税額（森林環境税含）（円）			5,800	

定額減税前 市県民税所得割額　5,100円（税額控除後）
定額減税額　5,100円　人数×10,000円（最大）
控除不足額　4,900円　➡令和６年度『調整給付』対象